

和歌山工業高等専門学校学生準則

制 定 昭和39年4月20日

最近改正 令和8年4月1日

第1章 誓約書及び保護者等

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則（以下「学則等」という。）を守り、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生としての本分を全うするよう常に心掛けるなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに様式第1号により、在学中の保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等を遵守するよう指導・監督する責任を負うものとする。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

3 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

4 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が住所等を変更した場合は、様式第2号により速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

第5条 保護者等が死亡し、又は第3条第2項の要件に該当しなくなった場合は、新たに保護者等となる者を定めて、様式第2号により直ちに校長に提出しなければならない。

第2章 学生証

第6条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯しなければならない。

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納するものとする。

第8条 学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て再交付を受けるものとする。

第3章 休学、退学、欠席等

第9条 学生は、疾病その他の事由により継続して3か月以上修学できない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て、校長に様式第3号による休学願を提出してその許可を受けなければならない。

第10条 休学した者が復学しようとするときは、様式第4号による復学願を校長に提出してその許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は医師の診断書を添えなければならない。

第11条 学生が退学しようとするときは、様式第5号による退学願を校長に提出してその許可を受けなければならない。

第12条 学生は、氏名の変更その他一身上の異動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第13条 学生が、住所を変更したときは、直ちに様式第6号による住所変更届を校長に提出しなければならない。

第14条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退(以下「欠席等」という。)をしようとするときは、理由を添えて事前に欠席等をする科目担当教員あるいは試験監督教員に報告しなければならない。やむを得ない事由により事前に報告できないときは、事後直ちに報告しなければならない。

2 前項に定める報告の方法の詳細は別途定める。

3 学生は、疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、登校が可能になった日から起算して1週間以内に様式第7号による長期病欠欠席届に医師の診断書(治癒証明書)を添えて校長に提出しなければならない。

4 災害、交通障害等で正常の出席が不可能の場合又は行事参加、就職受験等が適当と校長が認め、若しくは命じた場合の欠席(欠課、遅刻又は早退)については、特別欠席等として取り扱う。この場合は、事前又は事後に様式第8号による特別欠席(欠課、遅刻又は早退)願を学級担任教員を経て校長に提出し、その承認を得なければならない。

なお、詳細は別に定める細則による。

第14条の2 本校学則第25条の規定により、学生が出席停止となったときは、様式第16号による出席停止届を学級担任教員を経て校長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、登校が可能になった日から起算して1週間以内に提出するものとする。

2 出席停止とは、学校保健安全法施行規則の定めるところにより、校長が命じた期間をいい、この期間の欠席は欠課時数に含めない。

3 出席停止は、次の各号のいずれかに該当する場合に校長が命じるものとする。

一 学校保健安全法施行規則の定める感染症にかかったことにより、他の学生に感染のおそれがあると認められた場合

二 学校保健安全法施行規則の定める感染症にかかっている疑いがあり、学校医等により、他の学生に感染のおそれがあると認められた場合

三 学校保健安全法施行規則の定める感染症にかかるおそれがあると、学校医等が認めた場合

4 前項第一号又は第二号に該当する場で、出席停止を命ぜられた学生について、その事由が消滅したときは、様式第17号による出席停止事由消滅届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

第15条 父母近親の喪に服するときは、様式第9号による忌引願を学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじおば・曾祖父母・甥姪1日とする。

3 忌引願は、登校が可能になった日から起算して1週間以内に提出するものとする。

第4章 服装

第16条 学生は、華美な服装は避け、清潔感のある服装を心がけるものとする。

2 公式行事や特に指定された場合は、担当教員の指示に従うものとする。

第5章 健康診断

第17条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第18条 校長は、必要に応じて学生に治療を指示することがある。

第6章 学生会等

第19条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第20条 学生会は、学校の指導の下に学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第21条 学生会は、前条の目的を実現するために次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学生会生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- 二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- 三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- 四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- 五 学校生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第22条 学生会活動を行うに当っては、次に掲げる事項を守るとともに、法令及び学則等に違反してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- 二 学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- 三 学生は、学生会の運営について常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- 五 学生会は、校外活動を行うに当っては学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、校外団体に加盟することができる。

第23条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

第24条 学生会は、毎年度事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第25条 学生が、学生会のほかに、本校の学生をもって会員とする体育活動又は文化活動の団体（以下「クラブ」という。）を結成しようとするときは、顧問教員を定め、当該クラブの規約及び会員全員の名簿を添え、学生責任代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て、校長に様式第10号による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の願い出があったときは、校長は企画会議の議を経て、教員の中から当該クラブの部長を選任の上、その設立を許可するものとする。

3 クラブが、その組織を変更しようとするときは、第1項に準じて、校長に様式第10号による学生団体結成願（変更）を提出して、その許可を受けなければならない。

第26条 学生が、クラブとして校外団体に加盟しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに加盟の目的を記載した文書を添え、学生責任代表者の署名

の上部長及び、学生主事を経て、校長に様式第11号による校外団体加盟願を提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生が、本校名を使用して校外行事に参加しようとするときは、部長及び学生主事の同意を得て様式第11号の2による校外行事参加願を提出しなければならない。

第27条 前2条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第28条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。

第7章 集会

第29条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、様式第12号による集会、行事許可願を、1週間以前に、責任代表者が学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

第30条 前条の場合、願出の主旨に反する行為が認められたときは、校長は、その中止を命じることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売

第31条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、様式第13号による印刷物配布願又は販売許可願に、当該印刷物2部を添え、学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

第9章 掲示

第32条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター等を掲示しようとするときは、様式第14号による掲示許可願に当該掲示物を添え、学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場以外に掲示してはならない。

第10章 施設及び設備の使用

第33条 学生及びその団体が、集会その他特別の目的をもって本校の施設、設備を使用しようとする場合には、様式第15号による施設・設備使用許可願を、学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設及び設備については、この限りでない。

第11章 雑則

第34条 この学生準則に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この学生準則は、昭和39年4月20日から施行する。

附 則

この学生準則は、昭和40年12月7日から施行する。

附 則

この学生準則は、昭和42年1月8日から施行する。

附 則

この学生準則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学生準則は、平成元年1月16日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この学生準則は、平成6年11月2日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学生準則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この学生準則は、平成14年11月12日から施行する。

附 則

この学生準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学生準則は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この学生準則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

入学誓約書

和歌山工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

（元号） 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
学科

氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出いたします。

（保護者等）

住 所

学生との関係

氏 名

（自署）

緊急連絡先

様式第2号（第4条、第5条関係）

保護者等変更届

（元号） 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

_____ 学科 第 _____ 学年 _____ (学籍番号 _____)

氏 名 (自署)

保護者等氏名 (自署)

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

記

1 新保護者等（変更部分のみ記載）

- (1) 住 所
- (2) 学生との関係
- (3) ふ り が な
氏 名
- (4) 緊急連絡先

2 旧保護者等

- (1) 住 所
- (2) 学生との関係
- (3) ふ り が な
氏 名
- (4) 緊急連絡先

3 変更の理由

様式第3号（第9条関係）

休 学 願

（元号） 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年（学籍番号 ）

氏 名

（元号） 年 月 日生

保護者等氏名

下記の事由（又は病名）により、休学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1 休学の事由

2 休学の期間

（元号） 年 月 日から

（元号） 年 月 日まで

（注）病気のために休学するときは、医師の診断書を添えて願い出ること。

様式第4号（第10条関係）

復 学 願

（元号） 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年（学籍番号 ）

氏 名

（元号） 年 月 日生

保護者等氏名

下記の事由消滅のため、復学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1 事 由

（注）病気のために休学し、復学したいときは医師の診断書を添えて願い出ること。

様式第5号（第11条関係）

No. _____

退 学 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年（学籍番号 ）
氏 名

(元号) 年 月 日生

保護者等氏名

下記の事由（又は病名）により、(元号) 年 月 日付で退学したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1 退学の事由

(注) 病気のために退学するときは、医師の診断書を添えて願い出ること。

様式第6号（第13条関係）

住所変更（改氏名、転籍）届

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年（学籍番号 ）
氏 名

保護者等氏名

下記のとおり住所変更（改氏名、転籍）をしましたので、お届けします。

記

- 1 新 氏 名
本 籍（都道府県名のみ）
住 所
- 2 旧 氏 名
本 籍（都道府県名のみ）
住 所

(注) 改氏名、転籍の場合は、市区町村役場の戸籍謄本又は抄本を添えて届け出ること。

学級担任印
(指導教員印)

長期病気欠席届

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科 _____

クラス番号 _____

学生氏名 (自署) _____

保護者氏名 (自署) _____

1 期間

自(元号) 年 月 日(曜)第 校時

日間

至(元号) 年 月 日(曜)第 校時

2 病名

※所要事項を記入の上、必ず診断書(治癒証明書)を添えて、登校可能となった日から1週間以内に学級担任(指導教員)の承認を受け、教務係へ提出すること。

様式第8号 (第14条関係)

学級担任印	関係指導教員印 (学科主任、クラブ顧問等)

特別(欠席・欠課・遅刻・早退)願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科

クラス番号

学生氏名 (自署)

下記の事由により、特別欠席等したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

特別欠席(事由))
自 (元号) 年 月 日(曜) 第 校時)
日間
至 (元号) 年 月 日(曜) 第 校時

特別欠課(事由))
(元号) 年 月 日(曜) 第 校時

特別遅刻(事由))
(元号) 年 月 日(曜) 第 校時

特別早退(事由))
(元号) 年 月 日(曜) 第 校時

- (注) 1 欠席、欠課、遅刻又は早退の願い別を記入すること。
2 所要事項を記入の上、学生準則施行細則第4条に規定された期限までに関係指導教員および学級担任(指導教員)の承認を受け教務係へ提出すること。
3 欠席、結果、遅刻、早退の理由となる事実の認定資料を添えること。
記載内容に疑義が生じた場合は、事実確認をすることがあります。
4 欠席等した後、欠課等した校時ごとに特別欠席(欠課・遅刻・早退)願(写)を科目担当教員へ提出すること。
5 特別欠席願の提出に関する詳細は、学生準則施行細則を参照のこと。

(その2)

特 別 届

科目担当教員印

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

_____ 学科 第 学年 学級番号 _____

氏 名

1 期 日
_____ (元号) 年 月 日 (曜) 第 校時

2 科 目

3 事 由

- (注) 1 欠課、遅刻又は早退の届け別を記入すること。
2 特別欠席等願により承認を受けた校時で、欠課等した校時ごとに、届けに所要事項を記入の上、科目担当教員に提出すること。ただし、2校時以上の連結授業については1枚でよい。

忌 引 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科

クラス番号

学生氏名 (自署)

保護者氏名 (自署)

下記のとおり忌引したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1 期 間

自(元号) 年 月 日(曜)第 校時

日間

至(元号) 年 月 日(曜)第 校時

2 死亡者氏名及び続柄

3 死亡年月日

(元号) 年 月 日

4 告別式等日時・場所

(元号) 年 月 日 時 ()

(注) 1 所要事項を記入の上、登校が可能になった日から**1週間以内**に学級担任(指導教員)

の承認を受け、教務係へ提出すること。

2 欠席等した後、欠課等した校時ごとに忌引届(写)を科目担当教員へ提出すること。

3 記載内容に疑義が生じた場合は、事実確認をすることがあります。

(その2)

忌 引 届

科目担当教員印

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

_____ 学科 第 _____ 学年 学級番号 _____
氏 名

1 期 日
_____ (元号) 年 月 日 (曜) 第 _____ 校時 科目 _____

2 事 由
_____ 死亡のため _____

(注) 忌引願により承認を受けた校時で、欠課等した校時ごとに、届けに所要事項を記入の上、科目担当教員に提出すること。ただし、2校時以上の連結授業については1枚でよい。

様式第10号(第25条関係)

学生団体結成願
(新規、変更)

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 _____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり学生団体を設立したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体名称
- 2 目的
- 3 組織
- 4 設立期日
- 5 部 室
- 6 指導教員名
- 7 団体規約(別添)
- 8 会員名簿(別添)

(注) 学生責任代表者は、2名以上署名すること。

様式第11号(第26条関係)

校外団体加盟願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 _____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり校外団体に加盟したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 校外団体の名称
- 2 校外団体の所在地(加盟の場所)
- 3 校外団体の目的、規約及び役員に関する事項(別添)
- 4 加盟目的(別添)
- 5 加盟者名簿(別添)
- 6 加盟の期間
自 (元号) 年 月 日
至 (元号) 年 月 日

様式第 11 号の 2 (第 26 条関係)

校 外 行 事 参 加 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 ____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり校外行事に参加したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 行 事 名
 - 2 行 事 内 容
 - 3 参 加 場 所
 - 4 参加者氏名 (別添)
 - 5 日時又は期間
 - 6 指導教員氏名 _____ (印)
- 引率教員氏名 _____ (印)

様式第 12 号 (第 29 条関係)

集 会
行 事 許 可 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 ____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり 集会
行事 をしたいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 (元号) 年 月 日 (曜)
自 前後 時 分 ~ 至 前後 時 分
- 2 場 所
- 3 目 的
- 4 主 催 者 名
- 5 施設 設備 の名称
- 6 参 加 者 数

(注) 集会、行事を行う 1 週間以前にこの願いを提出して許可を受けること。

様式第13号（第31条関係）

印刷物 配布 許可願
販売

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 ____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり印刷物を 配布 販売 したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 印刷物
- 2 目的及び対象者
- 3 配布 場所
販売

様式第14号（第32条関係）

掲 示 許 可 願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 ____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり掲示したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 掲示物及び写し（別添）
- 2 目的及び対象者
- 3 掲示場所 校 内（本校所定の掲示場）
校 外

様式第15号 (第33条関係)

施設・設備使用許可願

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学生責任代表者 _____ 学科 第 _____ 学年 学級番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり使用したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 使用施設・設備の名称
- 2 使用者名 (団体名)
- 3 使用目的
- 4 使用日時

自 (元号) 年 月 日 (曜) 時 分
至 (元号) 年 月 日 (曜) 時 分

様式第16号（第14条の2関係）

学級担任印

出席停止届

（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等学校保健安全法施行規則第19条第二号に該当する疾病）

（元号） 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科 _____

クラス番号 _____

学生氏名 （自署） _____

下記の事由により欠席しましたので、届け出ます。

記

事 由：

発 症 日：（元号） 年 月 日

解熱日/症状軽快日：（元号） 年 月 日

出席停止期間：（元号） 年 月 日 より （元号） 年 月 日まで

（参考）

主な疾病罹患による出席停止期間

- 季節性インフルエンザ：「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たすまでの期間
- 新型コロナウイルス感染症：発症日を0日目として、5日目までの期間。5日目までに症状が軽快しない場合は、症状軽快日の翌日までの期間

（保護者記入欄）

上記「出席停止届」に記載した内容は、事実と相違ないことを確認しましたので、保護者として責任をもって申告いたします。

保護者氏名 （自署） _____

（※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります。）

※本様式には、診察を受けた病院の診断書、処方箋（薬袋）、領収書等、病名が判別できる資料を添付すること。

※必要事項を記入の上、登校が可能になった日から1週間以内に学級担任の承認を受け、教務係へ提出すること。

様式第17号(第14条の2関係)

出席停止事由消滅届

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科

クラス番号(例2A44)

学生氏名 (自署)

保護者氏名 (自署)

下記により出席停止の事由が消滅しましたので、授業に出席いたします。

記

事由：

出席停止期間：(元号) 年 月 日 () ～ (元号) 年 月 日 ()

以上

※ 治癒証明書等を添付のうえ提出のこと